

令和7年監査公表第7号（住民監査請求）

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により、監査を実施したので、その結果を公表する。

令和7年9月30日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 小出義一

住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和7年8月25日付け、請求人から提出のあった、地方自治法第242条第1項の規定に基づく「住民監査請求書（2枚）」について、次のとおり通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■町■丁目■番地の■

■ ■ ■ ■ ■ ■

2 請求書の提出

令和7年8月25日

3 請求の要旨

請求人から提出された、住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和7年8月25日付け、「住民監査請求書（2枚）」

地方自治法242条1項の規定に則り、本件請求書を提出しますので、必要な措置を求めるます。

第1. 請求の趣旨

半田市監査委員事務局は、請求人が令和7年7月22日、同28日及び令和7年8月4日付け2件の計4件の住民監査請求書に対する受理状況と地方自治法で定めている請求人から市監査委員への陳述の機会の日程設定を今だに行っていません。

これまでには、請求書を提出後、2週間頃に、上記の対応を行っていました。

このような市監査委員事務局の職務姿勢は、怠慢であると判断することができます。この責任は、半田市長が市の住民監査請求制度の正常な運用をないがしろにし、放置していることが原因です。

従って、市監査委員事務局の局長以下の3名に支給した給与のうちそれぞれ0.5か月分の計70万円を半田市長が市に返納をして弁償するよう請求します。

なお、二人の市監査委員は、実質的に機能していませんので本件に対する責任の有無について無視します。

* 「住民監査請求書（2枚）」の内、「第2. 請求の理由」、「第3. 提出する書証（書証1.）」については、記載を省略している。

第2 請求の要件審査

令和7年8月25日に提出された住民監査請求書（2枚）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項及び第2項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、9月17日付で受理を決定し、同日付で請求人へ通知した。

第3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

請求人より法第242条第7項の規定に基づく、陳述は行わない旨の報告を受けた。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（2枚）」の「請求の趣旨」欄には、「半田市監査委員事務局は、請求人が提出した4件の住民監査請求書に対する受理状況と地方自治法で定めている請求人から市監査委員への陳述の機会の日程設定を今だに行っています。このような市監査委員事務局の職務姿勢は、怠慢であると判断することができるので、市監査委員事務局の局長以下の3名に支給した給与のうちそれぞれ0.5か月分の計70万円を半田市長が市に返納をして弁償するよう請求します。」と記載されている。

したがって、請求人が職務怠慢とする事務局長以下3名への給与の支払いについて、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

第4 監査の結果

監査の対象事項に関して、次のとおり、事実関係を認めた。

1 住民監査請求における陳述について

法第242条第7項では、「監査委員は監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」とされている。

法令上、陳述を行う期限は定められておらず、監査のスケジュールを請求人に示す規定も見られない。

請求人の言う4件の住民監査請求書については、却下又は監査委員の除斥により、監査を行わないため、「住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の機会」を与えていない。

第5 監査委員の判断

請求人は、「提出した4件の住民監査請求書に対する受理状況と地方自治法で定めている請求人から市監査委員への陳述の機会の日程設定をいまだに行っていません。」と述べているが、法令上、陳述を行う期限は定められておらず、請求人にスケジュールを示さなくてはならない理由も見当たらない。

法第242条第7項では、「監査委員は監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」と規定されているが、請求人が監査委員あてに提出した4件の住民監査請求書については、却下又は監査委員の除斥により、監査を行わないため、証拠の提出及び陳述の機会を与える理由はない。

したがって、市監査委員事務局の局長以下3名は、法に基づいた対応をしており、その職員に対する給与の支払いは、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当しないと認められる。

第6 結果

本住民監査請求については、法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により、以下のとおり決定した。

本住民監査請求は、理由がないと認められるので、法第242条第5項の規定により棄却する。

以上